

## 監査公表第2号

### 財政援助団体等監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表する。

令和6年2月20日

田原市監査委員 河合 孝喜

田原市監査委員 内藤 浩

### 記

#### 1 準拠した基準

田原市監査基準

#### 2 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

#### 3 監査の対象

令和4年度及び令和5年度における公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務の執行

施設名：太平洋ロングビーチ観光便益施設

指定管理者：田原市サーフィン業組合

所管課：観光課

#### 4 監査の着眼点

##### 【所管課】

（1）指定の手続、管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。

（2）利用料金の承認の手続は適正かつ迅速に行われているか。

- (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- (9) 利用料金制を採用している場合、市民サービスの向上につながっているか。

#### 【指定管理者】

- (1) 法定点検が必要な設備等は適切に点検が行われているか。改善すべき事項は速やかに措置が講じられているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用料金等の取扱いは適正に行われているか。
- (4) 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。

#### 5 監査の方法

所管課及び田原市サーフィン業組合から提出された監査資料に基づき、証拠書類等を抽出で調査し、関係職員の説明を聴取するとともに質疑を行った。

#### 6 監査の実施場所及び実施日

実施場所 監査委員事務局、太平洋ロングビーチ観光便益施設

実施日 令和6年1月26日（金）

#### 7 監査の結果

事務及び事業は、軽微な事項を除き、おおむね適正に執行されていると認められた。

なお、軽微な事項については、監査執行過程で注意したため、記述を省略する。